

## 規制の事前評価書

### 1 規制の名称

公告国際テロリストに対する行為の制限等

### 2 担当部局

警察庁警備局警備企画課

### 3 評価実施時期

#### (1) 評価実施時期

平成26年10月

#### (2) 分析対象期間

平成11年10月から新法の施行の1年後までの間

### 4 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 規制の目的及び必要性

国際連合安全保障理事会決議第1267号等は、国際連合加盟国に対し国際的なテロリズムの行為を実行し、又は支援する者（以下「国際テロリスト」という。）の財産の凍結等の措置をとることを求めているが、我が国は、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策に関する国際協力を推進する政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）から、国際テロリストの行う対外取引は外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）によって規制されている一方、同法の規制は、「居住者による指定されたテロリストに対する支援を対象にしていな

いことから、テロリストの資産が遅滞なく凍結されない」との指摘を受け、早急に必要な法制上の措置を講ずるよう強く要請されている状況にある。

こうした問題に対応するため、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのある財産が国際テロリストに移転することを防ぐ必要がある。

#### (2) 規制の内容

ア 国家公安委員会により国際テロリストとして公告又は指定された者（以下「公告国際テロリスト」という。）は、金銭、有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券をいい、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）貴金属等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項第40号に規定する貴金属等をいう。）土地、建物、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）その他これらに類する財産として政令で定めるもの（その価額が政令で定める額を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。）の贈与を受

けること等の行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならないこととしている。

- イ 何人も、許可証の提示を受けることなく、公告国際テロリストを相手方として、規制対象財産の贈与をする等の行為をしてはならないこととしている。
- ウ アの制限に係る公告国際テロリストの有する金銭債権を差し押さえた者が、公告国際テロリストに対するアの制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、公安委員会は、当該金銭債権の債務者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押えをした債権者に対して当該金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができることとしている。
- エ 公安委員会は、財産の凍結等の措置のため必要があると認めるときは、公告国際テロリストに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとしている。
- オ イに違反し、公安委員会による情報の提供又は指導若しくは助言を受けた者が、更に反復してイに違反するおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該者に対し、更に反復してイに違反する行為をしてはならないことを命ずることができることとしている。

## 5 法令の名称・関連条項とその内容

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案第9条（公告国際テロリストに対する行為の制限）、第15条（公告国際テロリストを相手方とする行為の制限）、第16条（特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令）、第20条（立入検査等）及び第22条（公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令）

## 6 想定される代替案

公安委員会が、4(2)イに違反する行為をした者又はするおそれがある者に対し、公告国際テロリストを相手方として当該行為を行わないよう任意の協力を求めることとする。

## 7 規制の費用

### 遵守費用

新法案については、公告国際テロリストに許可の申請等の各種規制を遵守するための一定の費用が発生する。また、公告国際テロリストの相手方についても、当該公告国際テロリストに対して規制対象財産の贈与をすること等の一定の行為を制限されるため、一定の遵守費用が生じる。ただし、公安委員会は、公告国際テロリストから許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為により取得することとなる財産が当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること等一定の要件に

該当すると認めるときは、その許可をしなければならないこととしているため、遵守費用は一定程度低減される。

代替案については、公告国際テロリストの相手方は任意の協力を求められるだけであり、遵守費用は想定されない。

#### **行政費用**

新法案については、公安委員会に4(2)ア～オに付随する事務（許可、許可証の交付、許可の取消、立入検査、命令等）が生ずるため、一定の行政費用が発生する。

代替案については、個別に協力要請又は広報を行う必要があるため、一定の行政費用が生じる。

#### **その他の社会的費用**

新法案及び代替案について、上記の費用以外の社会的費用は想定されない。

### **8 規制の便益**

新法案については、この規制により、公告国際テロリストに規制対象財産が移転することを防止し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことで、我が国が国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することができる。

代替案については、公告国際テロリストの行為の相手方に対して事後的に任意の協力を求めるのみでは、公告国際テロリストへの規制対象財産の移転を十分に防ぐことができず、結果として、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことができない。

### **9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）**

まず、新法案の費用と便益を比較すると、一定の費用は生じるものの、便益の点では、公告国際テロリストに規制対象財産が移転することを防止し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことができるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、新法案と代替案を比較すると、協力要請・広報に係る費用のみが発生する代替案と比べて、許可事務等一定の事務が発生する新法案の方が若干費用がかかると想定されるものの、便益の点では、代替案による任意の協力では実効性のある規制が行えないのに対し、新法案は、公告国際テロリストに規制対象財産が移転することを防止し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことができるため、代替案よりも便益が非常に大きいといえることができる。

したがって、代替案よりも新法案を選択することが妥当であると評価することができる。

### **10 有識者の見解その他の関連事項**

なし。

## 11 レビューを行う時期又は条件

新法の施行後、規制の適用状況及び許可の実施状況等を勘案し、本規制によってもなお、公告国際テロリストによって規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されるのを防ぐことが困難な情勢に至ったと認められる場合等必要と認められる時期にレビューを行う。